

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 13) 法人住民税:義(自動連動)(地方税 17)
		② 上記以外の税目	(不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税) 【特定医療法人以外の法人関係】 (所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)(事業所税)
3	要望区分等の別	【拡充】 【主管】	
4	内容	《現行制度の概要》 特定医療法人について、法人税の税率を 19%とする。 《要望の内容》 訪日外国人に対する医療は日本の公的保険医療制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求金額を自由に設定できる。 一方で、税制上優遇措置を受ける特定医療法人の場合には、自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることとする要件(以下「診療費要件」という。)が設けられていることから、訪日外国人診療に対して、必要な診療費を請求することができない。 特定医療法人が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限を緩和する。 《関係条項》 特定医療法人:租税特別措置法第 67 条の2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と教示して定める基準(厚生労働省告示)第 1 条第 1 号ロ 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条の 2 第 2 項	
5	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課、総務課医療国際展開推進室、総務課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 7 年 8 月 分析対象期間:令和元年度～令和 10 年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和 39 年度 制度創設	
8	適用又は延長期間	恒久措置	

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定医療法人が開設する医療機関において、訪日外国人を診療した場合に、医療機関が不利益を被る状態を改善することにより、医療機関が安心して訪日外国人患者を受け入れることができる環境を整備する。 《政策目的の根拠》 訪日外国人旅行者数は、2024 年では 36,869,900 人（独立行政法人国際観光振興機構による推計）であり、過去最高であった 2019 年の 31,882,049 人を約 500 万人上回った。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができる医療提供体制の確保が求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。 しかし、言語や文化的・宗教的背景の違いからコミュニケーションに時間が掛かる等の理由によって訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 訪日外国人に対する診療については、日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療であり、通常の医療機関であれば請求する金額を自由に設定することが可能であるが、特定医療法人においては診療費要件が課せられていることで、医療機関の経営に支障を及ぼし、ひいては訪日外国人の受入れに消極的となるおそれがある。 そのため、訪日外国人に対する医療提供体制を確保するためには、特定医療法人における診療費要件について、訪日外国人に対してはこれを緩和する必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 ○測定指標 特定医療法人数 ○達成目標 本措置については、昭和 39 年に制度が創設され、その法人数が増加してきたところであるが、平成 19 年度末の 412 法人をピークに、その法人数は徐々に減少している。ただし、この減少数には、より公的な医療（救急医療等確保事業）を担う、社会医療法人への移行が含まれている。 社会医療法人は、特定医療法人と同様、公的な運営を確保するための要件等を充足する必要があるため、移行後も引き続き、「地域住民に対し

			て良質かつ適切な医療を安定的に提供する」法人である。 したがって、特定医療法人数(A)と社会医療法人への移行累計数(B)の合計が平成 19 年度末の特定医療法人数(412 法人)を超えていることは、本措置によって、平成 19 年度と同等以上に「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供」されていることと同義である。 以上より、達成目標を、下記の通り設定している。 平成 19 年度末の特定医療法人数(412 法人) < [(A) + (B)]																																
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	訪日外国人が増加していくなか、訪日外国人を診療した場合に、特定医療法人が不利益を被る状態を改善することで医療機関の経営の安定に資する。																																
10	有効性等	① 適用数	特定医療法人 (単位: 件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>適用件数(推計)</td><td>161</td><td>157</td><td>153</td><td>149</td><td>144</td></tr></table> <参考> (単位: 件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用件数(実績)</td><td>213</td><td>200</td><td>195</td><td>176</td><td>139</td></tr></table> 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 208 回国会提出、第 217 回国会提出)による 令和6年度の件数は、同報告の直近3カ年(令和3年度～令和5年度)における全特定医療法人数に占める黒字法人数(適用数の割合及び令和6年度の特定医療法人数より推計(算出過程においては、小数点以下の数値を含めて計算))。 特定医療法人数 <table><tr><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>331 法人</td><td>328 法人</td><td>313 法人</td><td>307 法人</td></tr></table> 全特定医療法人に占める黒字法人数(適用数)・・・(a) (195 + 176 + 139) ÷ (331 + 328 + 313) ≒ 52.5% 令和6年度推計適用数 307 法人 × (a) ≒ 161 ※令和7年度以降の件数は、令和7年度以降の特定医療法人数を令	年度 区分	令和6	7	8	9	10	適用件数(推計)	161	157	153	149	144	年度 区分	令和元	2	3	4	5	適用件数(実績)	213	200	195	176	139	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	331 法人	328 法人	313 法人	307 法人
年度 区分	令和6	7	8	9	10																														
適用件数(推計)	161	157	153	149	144																														
年度 区分	令和元	2	3	4	5																														
適用件数(実績)	213	200	195	176	139																														
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																
331 法人	328 法人	313 法人	307 法人																																

		和3年度～6年度における減少法人数の平均値(8法人)と同様の推移をするものとして推計。 特定医療法人数(推計)・・・(b) 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 299 法人 291 法人 283 法人 275 法人令和7年度以降の適用件数(推計) (a) × (b) =適用件数																																				
②	適用額	特定医療法人 (単位:百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>適用額(推計)</td><td>29,495</td><td>28,762</td><td>28,030</td><td>27,297</td><td>26,381</td></tr></table> <参考> (単位:百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用額(実績)</td><td>36,299</td><td>35,003</td><td>40,422</td><td>33,751</td><td>19,274</td></tr></table> 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第208回国会提出、第217回国会提出)による。 令和6年度以降の適用額同報告の直近3力年(令和3年度～令和5年度)における黒字法人の平均所得金額及び各年度の適用数(推計値)を用いて推計(算出過程においては、少数点以下の数値を含めて計算)。 黒字法人の平均所得金額・・・(c) (40,422 + 33,751 + 19,274) ÷ (195 + 176 + 139) ≒183.2 各年の適用数・・・(d) 令和6年度以降の適用額(推計) (c) × (d) =適用額	年度 区分	令和6	7	8	9	10	適用額(推計)	29,495	28,762	28,030	27,297	26,381	年度 区分	令和元	2	3	4	5	適用額(実績)	36,299	35,003	40,422	33,751	19,274												
年度 区分	令和6	7	8	9	10																																	
適用額(推計)	29,495	28,762	28,030	27,297	26,381																																	
年度 区分	令和元	2	3	4	5																																	
適用額(実績)	36,299	35,003	40,422	33,751	19,274																																	
③	減収額	特定医療法人 (単位:百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1525</td><td>▲1470</td><td>▲1698</td><td>▲1418</td><td>▲810</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲107</td><td>▲103</td><td>▲119</td><td>▲99</td><td>▲57</td></tr></table> (単位:百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1,239</td><td>▲1,208</td><td>▲1,177</td><td>▲1,146</td><td>▲1,108</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲87</td><td>▲85</td><td>▲82</td><td>▲80</td><td>▲78</td></tr></table>	年度 区分	令和元	2	3	4	5	法人税	▲1525	▲1470	▲1698	▲1418	▲810	法人住民税	▲107	▲103	▲119	▲99	▲57	年度 区分	令和6	7	8	9	10	法人税	▲1,239	▲1,208	▲1,177	▲1,146	▲1,108	法人住民税	▲87	▲85	▲82	▲80	▲78
年度 区分	令和元	2	3	4	5																																	
法人税	▲1525	▲1470	▲1698	▲1418	▲810																																	
法人住民税	▲107	▲103	▲119	▲99	▲57																																	
年度 区分	令和6	7	8	9	10																																	
法人税	▲1,239	▲1,208	▲1,177	▲1,146	▲1,108																																	
法人住民税	▲87	▲85	▲82	▲80	▲78																																	

		【算定根拠】 法人税:「②適用額」×(基準税率 23.2%－軽減税率 19.0%) 法人住民税:都道府県民税を1%、市町村民税を6%として、上記法人税をもとに算出 ※ 本要望の診療費要件の見直しは、訪日外国人が増加していか か、特定医療法人が必要な診療費を請求できるようにすることで医 療機関の経営の安定に資するためのものであり、税収を減じる措置 ではない。																																																																																																											
④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 <table><tr><td>年度</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数 (A)</td><td>412</td><td>402</td><td>382</td><td>383</td><td>375</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)</td><td>—</td><td>26</td><td>56</td><td>73</td><td>90</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>—</td><td>428</td><td>438</td><td>456</td><td>465</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数 (A)</td><td>375</td><td>375</td><td>376</td><td>369</td><td>362</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)</td><td>98</td><td>105</td><td>114</td><td>124</td><td>130</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>473</td><td>480</td><td>490</td><td>493</td><td>492</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数 (A)</td><td>358</td><td>359</td><td>343</td><td>337</td><td>331</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)</td><td>135</td><td>137</td><td>141</td><td>143</td><td>144</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>493</td><td>496</td><td>484</td><td>480</td><td>475</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数 (A)</td><td>328</td><td>313</td><td>307</td><td>299</td><td>291</td></tr></table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	区分						特定医療法人数 (A)	412	402	382	383	375	特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	—	26	56	73	90	合計 [(A) + (B)]	—	428	438	456	465	年度	H24	H25	H26	H27	H28	区分						特定医療法人数 (A)	375	375	376	369	362	特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	98	105	114	124	130	合計 [(A) + (B)]	473	480	490	493	492	年度	H29	H30	H31	R2	R3	区分						特定医療法人数 (A)	358	359	343	337	331	特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	135	137	141	143	144	合計 [(A) + (B)]	493	496	484	480	475	年度	R4	R5	R6	R7	R8	区分						特定医療法人数 (A)	328	313	307	299	291
年度	H19	H20	H21	H22	H23																																																																																																								
区分																																																																																																													
特定医療法人数 (A)	412	402	382	383	375																																																																																																								
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	—	26	56	73	90																																																																																																								
合計 [(A) + (B)]	—	428	438	456	465																																																																																																								
年度	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																								
区分																																																																																																													
特定医療法人数 (A)	375	375	376	369	362																																																																																																								
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	98	105	114	124	130																																																																																																								
合計 [(A) + (B)]	473	480	490	493	492																																																																																																								
年度	H29	H30	H31	R2	R3																																																																																																								
区分																																																																																																													
特定医療法人数 (A)	358	359	343	337	331																																																																																																								
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	135	137	141	143	144																																																																																																								
合計 [(A) + (B)]	493	496	484	480	475																																																																																																								
年度	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																								
区分																																																																																																													
特定医療法人数 (A)	328	313	307	299	291																																																																																																								

			特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	148	150	151	153	155
			合計 [(A) + (B)]	476	463	458	452	446
			年 度	R9	R10			
			区分					
			特定医療法人数 (A)	283	275			
			特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	157	159			
			合計 [(A) + (B)]	440	434			
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 特定医療法人数、特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、都道府県宛の調査に基づく法人数を記載。 令和7年度以降の特定医療法人数は、R3～6年度における、減少法人数の平均(8法人)と同様の推移をするものと推計。 令和7年度以降の特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、R3～6年度における移行数の平均(2法人)と同様の推移をするものと推計。					
《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》								
11	相当性	⑤ 税収減を是認する理由等	— ※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく訪日外国人の診療に取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。 また、当該見直しは、特定医療法人の新規承認件数の増加に直接影響を与えるものではない。					
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し診療している現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けはない。					
		③ 地方公共団体が協力する相当性	訪日外国人に対する医療機関の負担が減少し、経営の安定が図られることによって、地域医療提供体制の長期的な安定に資する。					

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 厚労 08)